

協 定 書

このたび、猪苗代町（以下「甲」という。）と天鏡台温泉地区自治会（以下「乙」という。）との間において、株式会社松坂屋ハウジング及びトーア工業株式会社が猪苗代町大字長田字東中丸3449番及び字中丸3456番地内に造成し、別荘地として分譲していた天鏡台温泉地区（以下「地区」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の原則による履行）

第1条 乙は、信義誠実の原則に従い本協定に規定する事項を遵守し履行するものとする。

（住民の安全確保）

第2条 乙は、地区内において、災害又は公害が発生し、又は発生するおそれが生じたとき甲が判定した場合には甲の指示に従い、遅滞なく必要な措置を講じるものとする。

（道路の整備等）

第3条 町道天鏡台線と地区との取付道路は2箇所とする。

2 町道天鏡台線の拡幅改良の際は、前項の規定を甲、乙協議により変更できるものとする。

3 乙は、地区内の道路における交通安全に十分配慮し、交通安全施設の設置等の措置を講じるものとする。

（用水の確保）

第4条 乙は、地区内に給水する水源は、猪苗代町大字長田字中丸3456番地内の地下揚水及び町上水道により確保するものとする。

2 用水の確保にあつては、福島県内水面水産試験場との間に相互干渉の生ずるおそれのないよう、乙は、十分な措置を講じるものとする。

3 乙は、地域住民が現に使用している飲料水、その他の生活用水、農業用水等既存の水需要に支障が生じないよう十分な措置を講じるものとする。

4 前項による措置が講ぜられたにもかかわらず関係地域の既存の飲料水、生活用水、農業用水等に支障が生じた場合には、乙は甲の請求により当該支障が乙の取水に起因するものでないことが判明するまでの間、地下水の取水を制限し、その対策について、甲と協議するものとする。

（排水施設の整備等）

第5条 乙は、地区における汚水等については、集中処理方式により処理するものとする。

2 乙は、地区内の終末処理水の放流については、昭和48年12月25日に株式会社松坂屋ハウジングと四ヶ村（南真行、西真行、新在家、三城瀧）水利組合と締結した協定の内容を遵守するものとする。